

嘉手納町ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ひとり親家庭における認可外保育施設（以下「対象施設」という。）の利用料の負担を軽減するため、補助金を交付することに関し、沖縄県ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業実施要綱（平成27年7月28日子青第336号。以下「県要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(職権による処理)

第2条 町長は、県要綱第9条及び第10条に規定する届出の提出がない場合においても、公簿等によって県要綱第3条に定める支援対象者に該当しなくなったと確認したときは、県要綱第12条の規定と同様の処理を職権により行うことができるものとする。

(対象施設の補助金の請求)

第3条 町長は、県要綱第11条に規定する補助金の請求に当たって、対象施設に、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して請求させるものとする。ただし、請求時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第4条 補助金の交付を受けた対象施設は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第1号）により町長に速やかに報告しなければならない。

2 町長は、前項の報告があった場合には、期限を付して当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還させるものとする。

(補助金の経理)

第5条 補助金の交付を受けた対象施設は、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし関係証拠書類とともに補助対象事業等を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(補助の対象に関する経過措置)

2 県要綱第3条に定める支援対象保護者の要件に該当する者が、公布の日から平成27年10月30日までの間に県要綱第7条の規定による沖縄県ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業利用認定申請書を提出したときは、当該者に係る補助の対象となる利用料の減免は、県要綱第6条第2項の規定にかかわらず、平成27年10月から始めるものとする。

※公布の日：平成27年10月22日

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

嘉手納町長 殿

所在地
施設名
代表者名 印

年度消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

嘉手納町ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助金交付規則第4条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付金額

金 _____ 円

2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 _____ 円

3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 _____ 円

4 補助金返還相当額（3－2）

金 _____ 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。